

## 目次

### 第1章 序章

1	策定の趣旨	2
2	対象事業	2
3	構成・期間	2
4	点検・評価	3

### 第2章 基本計画

◆	基本計画の全体像	
1	基本理念	6
2	基本目標	7
3	基本方針	7
◆	基本目標と基本方針の内容	
1	基本目標1「健全な学習環境の構築」	8
2	基本目標2「生涯学習拠点における仕組みづくり」	11
3	基本目標3「自己啓発による学習意欲の向上」	16

### 第3章 実施計画

◆	重点項目（平成22～26年度）	20
	（1）重点項目1 読書文化の充実	
	（2）重点項目2 地域文化の活性化	
	（3）重点項目3 生涯学習施設の総合的な活用	
	（4）重点項目4 子どもへの支援	
	（5）重点項目5 情報活用への支援	
	（6）重点項目6 安心して学べる場の提供	

## 1 策定の趣旨

少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業構造の変化など、急激な社会の変化により、人々の生活スタイルや生活意識にも変化が生じています。生涯学習をめぐる状況にも、社会性や規範意識の低下、学力低下問題や若者の自立をめぐる課題などが指摘され、混迷を深めている様相が見えます。そうした状況下で、人間関係の希薄化がすすむとなると、「ともに育つ」という教育の根幹をも揺るがしかねない懸念があります。

このような社会背景のもと、平塚市では市民を学習の主体者に位置づけ、「共に学びあうまち」をめざす平塚市生涯学習構想（平成3年より）に基づき、学校教育・社会教育それぞれの事業を展開してきました。そうした中、平成20年7月、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「教育振興基本計画」を策定し、また、神奈川県もこれに先立ち、平成19年8月、教育の総合的指針「かながわ教育ビジョン」を策定し、明日の神奈川を担う人づくりを進めていこうという姿勢を打ち出しました。

平塚市は、この機に、市の教育全体を包括する計画書を策定しようと、平成20年9月、教育委員会事務局のハンドブックとして教育プランを作成し、各事務事業の連携を楽曲の各パートになぞらえ、「奏（かなで）プラン」と名付けました。これをもとに、市民のための教育プランとするために、市民の方々の意見をいただきながら平塚市教育振興基本計画「奏プラン」を策定するものです。

## 2 対象事業

教育委員会事務局が所掌する事務事業全般を対象とします。

## 3 構成・期間

### (1) 構成

奏プランは、『基本計画』と『実施計画』により構成しています。

#### A 基本計画

市民の学びをいかした生涯学習社会の実現という理念のもと、基本的な目標・方針について定めたもので、奏プランの中核を担うものです。

#### B 実施計画

基本計画を円滑に実施するため、具体的な事業をもって取組むものです。



(2) 期間及び計画上の位置づけ

基本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。様々な教育環境の変化に対応するため実施計画は5年ごとに見直しを行います。なお、具体的な事業については年度ごとの計画にあわせて検討していきます。

また、この計画は平塚市総合計画における生涯学習の分野を一層振興するために定めるものです。

		2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
奏	基本計画				市民の学びをいかした生涯学習社会の実現（10年間）									
	実施計画		事務局用の ハドブツを作成・運用		前期（5年間）					後期（5年間）				
市	総合計画	平塚市総合計画（10年間）												
国	振興計画		前期（5年間）					後期（5年間）						

## 4 点検・評価

(1) 内容

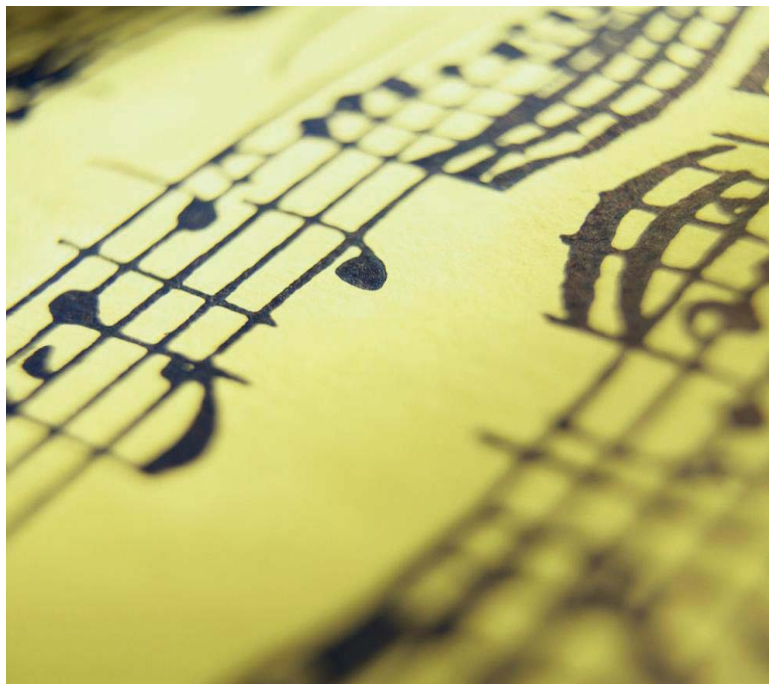
平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成20年4月施行）され、教育委員会事務局の事務管理、執行状況について、点検・評価が義務づけられました。そこで平塚市教育委員会においても法の趣旨に則り、奏プランをもとに、実施計画に位置付けた重点項目を中心に毎年実施します。

(2) 流れ

各重点項目の基本方針ごとに、各事業の実績を踏まえ、教育委員会が自己分析を行います。その上で、学識経験者により意見をいただきます。そして、最終的な総合評価を行い、事業の改善・充実を図ります。







## 基本計画

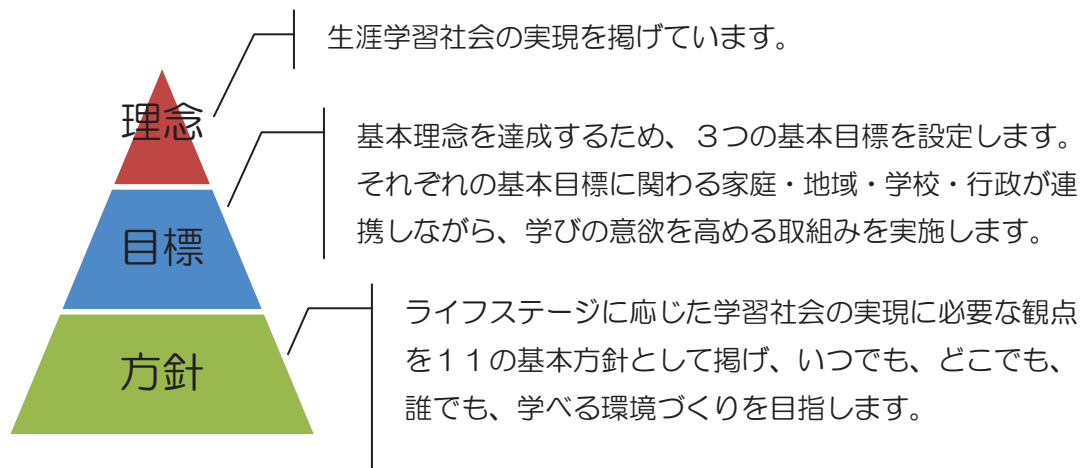
# 基本計画の全体像

## 《1 基本理念》

### 「市民の学びをいかした生涯学習社会の実現」

♪ 人それぞれが自分の個性や持ち味を発揮し、認め合い、高め合っ  
て成長を続ける循環型の「学習社会」の実現を目指します。

♪ ライフステージやニーズに応じた、主体的に学べる場が用意され  
ている「学習社会」の実現を目指します。



## 《2 基本目標》

## 《3 基本方針》

基本目標①

### 健全な学習環境 の構築

① ふれあい

心と心がふれあう機会を通して、学びが豊かになる取組みを行います。

② 質

充実した学びを得られる環境を整備します。

③ 安心

安心して学べる環境を整備するための取組みを行います。

基本目標②

### 生涯学習拠点に おける仕組みづ くり

④ 学びの機会

魅力ある学びの機会の提供を通して、知的向上心を高めるための仕組みづくりを行います。

⑤ 支援

支援を必要とする人の学びの意欲に応えるための仕組みづくりを行います。

⑥ 健全育成

健康な生活を保持するための活動の場づくり、「生きる力」をはぐくむための体験を共有する場づくりを行います。

⑦ 運営

学びの充実を図るために、生涯学習施設の組織的で円滑な運営の仕組みづくりを行います。

⑧ ボランティア

ボランティア活動を支援する仕組みづくりを行います。

基本目標③

### 自己啓発による 学習意欲の向上

⑨ 自己学習

学びの意欲を高め、自己を向上させるための取組みを行います。

⑩ 養成

学びの活動を推進する人材の育成を行います。

⑪ 成果の普及

様々な生涯学習上の課題に取組み、実践成果を広めていきます。

# ①

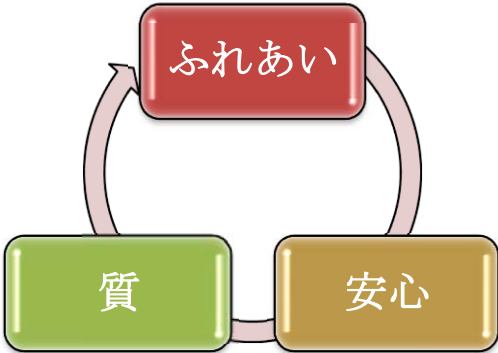
## 健全な学習環境の構築

豊かな学びを支えるための学習環境をつくります。

### （概要）

教育の機会均等かつ個人の自発的な学習支援のため、教育行政として豊かな学びを支える生涯学習環境の充実に努めます。その際、画一的な事業にとどまることのないように、各課の連携はもちろんのこと、市民との相互理解による教育行政を推進します。

### （展開）

3つの基本方針のかかわり	説明
	安心して学ぶことができる環境や、学びを支えるための人的・物的な支援は、自らの学びを充実したものにするとともに、他者とのふれあいを通じた学びを充実することにもつながります。

### 基本方針1 ～ふれあい～

心と心がふれあう機会を通して、学びが豊かになる取組みを行います。



人と人がふれあう数だけ、学びは広がりを持ちます。ふれあいは人と人の絆を深め、地域の教育力を向上させます。そして、自らの学びも豊かにしていきます。ここでは自己実現を図る学びを周囲へ広げるための支援を行います。

### 【個別施策】

#### 1 地域における学びを通して、住民同士がふれあう環境を整えます。

「生涯学習の中核施設」及び「地域コミュニティの拠点」としての公民館の機能の充実を通して、地域における教育力の向上を図ります。



**2 地域全体で子育てを行う家庭を支援する環境を整えます。**

子育ての悩みや課題を抱える家庭を支援するため、家庭・地域・学校・行政が連携し、情報提供や学習会、子育て相談等を行います。

**3 読書活動を通して大人と子どもがふれあう環境を整えます。**

子どもの読書活動に携わる大人を増やしたり、読書活動に携わる人々の連携を図りながら、読書を通して大人と子どもが関わる機会を作ります。

**4 一人一人の子どもに教員が向き合う環境を整えます。**

教員の事務負担の軽減と校務処理の効率化等を図ることで、教員が一人一人の子どもとかわれる時間や教材研究にとりくめる時間等を確保します。教育現場のICT化、外部人材の活用、事務文書の処理についての検討等を行います。

**基本方針2 ～質～**

充実した学びを得られる環境を整備します。



学びを効果的に推進するため、必要な人材を派遣するとともに、情報化社会に対応した機器や教材等の整備に努めます。また、市民の生涯学習活動の場を広げるため、生涯学習施設の有効活用を図ります。

**【個別施策】**

**1 生涯学習施設を弾力的に活用します。**

市民にとっての利便性を向上させるため、生涯学習施設の利用時間および開館期間の延長や団体向けの施設開放等を行います。

**2 多くの大人が子どもと関わり、学びの効果を高めます。**

学習支援や部活動への協力等、日常の学びを支えるために必要な人的支援を行います。

**3 生涯学習上の情報化を進めるため環境を整備します。**

生涯学習上の情報化を進めるため、パソコンの配備やLANの敷設、地上デジタル放送への対応等を行い、学びの効果の向上に努めます。また、生涯学習施設の取組みをインターネット等の様々な情報媒体を用いて発信し、生涯学習に関する研

究・成果を市民と共有します。

#### 4 豊かな学びを支えるための機器・教材を整備します。

老朽化が進む設備や機器類を計画的に更新するとともに、知の基盤となる学校図書館図書や理科離れに対応する学習教材の充実等、生涯学習を支えるための教材・教具を整備します。

### 基本方針3 ～安心～

安心して学べる環境を整備するための取組みを行います。



安心して学ぶためには、安全面、健康面等で不安がないことが必要です。そのための環境整備に努め、全ての生涯学習施設が安心して学べる場となることを目指します。

#### 【個別施策】

##### 1 子どもが安心して通学できる環境を整えます。

ボランティアとの協力や関係機関との連携により、地域ぐるみで子どもの安全を見守ります。また、子ども自らが安全に行動できるための安全教育の実施や教職員を対象とした防犯対策の研修等を実施します。

##### 2 老朽化した生涯学習施設の整備を行います。

地域の学習拠点である地区公民館や博物館等を施設の特性を踏まえながら計画的に整備します。また、小中学校の体育館は緊急避難場所としての役割ももつことから耐震化の整備に努めます。

##### 3 心身の健康づくりの支援となる取組みを行います。

子どもたちをはじめ教職員の心身を健康に保つため、医療機関と連携した定期的な健康診断を行います。

##### 4 学びの機会均等を確保するため経済的な支援を行います。

経済的理由によって就学が困難な幼児・児童・生徒に対して、必要に応じた援助を行います。

# ②

## 生涯学習拠点における仕組みづくり

学びたいときに、学びたいことが、学べる仕組みをつくります。  
さらに、学んだことがいかせる機会をつくります。

(概要)

家庭・地域・学校・行政の連携協力のもとに、市全体で地域に根差した教育力を高めていく必要があります。そのためには、学習者の学びへの意欲を第一に考え、学習拠点としての生涯学習施設の充実を図ります。そして、市全体が学びの場となれるよう、生活圏域だけでない活動の広がりを見越した様々な仕組みづくりを行い、さらに、学んだ成果を適切にいかすことのできる環境を整備します。

(展開)

5つの基本方針のつながり

説明



それぞれの生涯学習施設が魅力ある学びの機会となることは、知的向上心を高める上で大切なことです。

そのために、各組織運営を円滑にする支援、障がいをかかえる人への学習支援、体験活動等を通じた規範意識の醸成、人のために役に立ちたい人への支援を行います。

### 基本方針4 ～学びの機会～

魅力ある学びの機会の提供を通して、知的向上心を高めるための仕組みづくりを行います。



学びの楽しさは、本物に触れることで育まれていきます。「学び」の語源が「真似び」にあるように、ひとは心揺さぶられる感動のもとに、知的好奇心を高めるものです。「気づき、学び（真似び）、表現する」といった過程を、様々な学びの場において実現することを目指します。

### 【個別施策】

#### 1 芸術作品に触れ、体感し、情操を深める場を提供します。

生涯学習施設では様々な工夫をこらした企画展や常設展を開催します。また、幼稚園や学校においても、音楽や演劇の観賞会を通じて、「本物」に触れることができる機会をつくれます。

#### 2 伝統・文化に触れる場を提供します。

平塚の歴史・伝統・文化を肌で感じることができるよう、市内のいたるところで文化財の展示や公開、各種イベント等を開催します。また、郷土の歴史や文化への理解を深めるために、学芸員等による資料編纂を行います。

#### 3 文化や知識を学び、いかすことのできる場を提供します。

公民館をはじめとする生涯学習施設では、知的欲求を満たす場としてだけでなく、学んだことを発表したり、ボランティアとしての様々な活動を行う等の機会も提供します。

### 基本方針5 ～支援～

支援を必要とする人の学びの意欲に応えるための仕組みづくりを行います。



様々な学びの意欲に応えるため、必要な人的支援を行います。学びを深めるための支援、障がいを抱える子どもに関する教育相談等、一人一人に合わせた学習支援を行います。

### 【個別施策】

#### 1 様々な学びに関する相談に応じるための場を提供します。

市民の学習ニーズに応えるため、公民館の相談窓口機能を充実します。また、様々な発達課題を抱える子どもに対しては、家庭・地域・学校・行政が連携しながら、相談や援助を行うとともに、スクールカウンセラー等の派遣を行います。

#### 2 学びを支援するための人材を派遣します。

学びの効果を高めるため、専門的知識や技術をもつ職員等を派遣します。また、地域活動の輪を広げるため、人材の発掘や活用のための登録等を行います。

### 3 障がいのある子どもを支援します。

障がいのある子どもに対して、個別の支援計画を作成し、適切な指導や必要な支援を行います。また、教職員の障がいに対する理解を深めるために、研修の実施や校内の支援体制を整備します。

#### 基本方針6 ～健全育成～

健康な生活を保持するための活動の場づくり、「生きる力」をはぐくむための体験を共有する場づくりを行います。



子どもの規範意識や社会性は、大人が模範となり、支援することで身につけていきます。社会の一員としての子どもの成長を家庭・地域・学校・行政が連携・協力しながら見守るために、大人と子どもが様々なかたちで体験・交流活動する機会を設けます。

#### 【個別施策】

##### 1 様々な体験活動を通じて、豊かな心をはぐくむ場を提供します。

生命や自然を大切にする心や人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を養うために、家庭・地域・学校・行政が一体となり、子どもから大人までの徳育を推進します。

##### 2 望ましい生活習慣や食生活について考える場を提供します。

食の大切さを学ぶことができるように、食に関する指導や啓発事業を実施します。地場産野菜の使用や生産者とのふれあいを通して、食物に対する親近感や感謝の心を醸成します。

##### 3 生涯を通じて、健やかな体を育成する場を提供します。

スポーツに親しむ習慣や意欲、さらに運動能力を育成するために、健康・体力づくり教室等、体を動かす機会を提供します。また、学校体育や運動部活動等での子どもの体力づくりや運動能力向上を図る場の充実に努めます。

##### 4 放課後等の子どもの居場所づくりを充実します。

放課後や週末等に子どもが安全で安心して過ごすことができるように、地域の参画を得ながら、子どもの居場所づくりの充実に努めます。そこでの様々な体験活動や学習体験、また、異年齢交流等に大人の参加・協力を促進することで、子どもの

規範意識やコミュニケーション力の育成を図ります。

## 5 子どもの健全育成のための取組みを行います。

いじめや暴力行為、非行等を起こす児童・生徒に対し、早期発見・対応を行うため、家庭・地域・学校・行政が連携・協力しながら、子ども一人一人の健全育成と自立にむけて支援を行います。

### 基本方針7 ～運営～

学びの充実を図るために、生涯学習施設の組織的で円滑な運営の仕組みづくりを行います。



生涯学習施設の活動を充実させていくには、現状の把握や必要に応じた外部からの情報の入手が必要になります。そのため、組織の活性化に必要な情報交換等を行う場を設けます。

#### 【個別施策】

##### 1 学習拠点の円滑な運営を支援します。

生涯学習施設での学びを円滑に行うことができるように、運営協議会を開催する等、必要な情報交換を行う場や機会の確保に努めます。

##### 2 学校運営の改善に向けた取組みを行います。

円滑に学校運営を進めるために、担当者への必要な支援を行います。また、教育活動の成果を検証するため学校評価を行い、結果等については保護者や地域へ公開します。

### 基本方針8 ～ボランティア～

ボランティア活動を支援する仕組みづくりを行います。



誰かのために役にたちたいという欲求をかなえるため、ボランティア活動をするための支援を行います。はじめてボランティア活動をする人には、活動の機会や場の提供を行い、また、既にボランティア活動に携わっている人に対しては、活動の幅を広げるための支援

---

を行います。

---

**【個別施策】**

**1 地域の役に立ちたい人のために機会を提供します。**

特別な能力や技術がなくても、誰かのために役に立ちたいという人やボランティア活動を行いたいという人の要望に応えるため、地域で活躍する機会や場の提供を行います。

**2 経験や知識・技能をいかしたい人のための機会を提供します。**

ボランティア経験がある人や様々な知識・技能がある人が活動を行うための機会や場を提供します。また、ボランティア活動を行っているグループ等に対しても、学習会を開催する等、知識や理解が深まるための支援を行います。



# ③

## 自己啓発による学習意欲の向上

学びの場の充実を通して、習得した知識や技術が探究・普及活動につながる環境をつくります。

(概要)

生涯学習社会の実現という観点から、今日の知識基盤型社会において必要とされる知識や能力は、あらゆる世代における学びの機会の充実を通して育成する必要があるといえます。そのために、学んだ知識や技術を活用することはもちろん、人材の育成を行う環境を整備します。

(展開)

3つの基本方針のつながり	説明
	<p>学んだ知識・技術を地域に還元できる人を増やし、地域全体の教育力を高めることを目指します。</p> <p>そのために、自らの学びを深めるための取組みや学びをサポートする人材の育成を行います。</p>

### 基本方針9 ～自己学習～

学びの意欲を高め、自己を向上させるための取組みを行います。



教養を身につけ自分を高めたいという意欲を喚起するとともに、学んだことを深めるための取組みを支援します。

### 【個別施策】

- 1 一般的な教養を得るための場を充実します。



市民の様々な学習意欲に応えるために、趣味を広げるための学習会から幅広い分野における講演会、体験活動や演習を通じた研修会等を開催します。

## 2 専門的な知識・技能を習得し、活用するための場を充実します。

仕事等でいかせる専門的な知識や技能を習得するために、自己啓発としての各種講座や研修会等を開催します。

### 基本方針10 ～養成～

学びの活動を推進する人材の育成を行います。



自らの学びを高めるためには、よき学びの推進者が、身近にいることが必要です。ここでは、学びの活動を推進していくために必要な知識や技能を学ぶ場を設け、人材を育成することを目指します。

#### 【個別施策】

### 1 地域において学びを推進する人材を養成するための場を充実します。

生涯学習施設において学びを中心となって進める人材を育成するための取組みを行います。また、学びを推進する者が、円滑に学びの活動を進められるよう支援を行います。

### 2 教員の指導力向上のための場を充実させます。

学校において教育活動の質を高めていくには、教員の力量を高めることが必要です。そこで、教員の指導力向上やスキルアップのための取組みを行います。

### 基本方針11 ～成果の普及～

様々な生涯学習上の課題に取組み、実践成果を広めていきます。



自己を高めるためには、自らの課題を探求していく学びの姿勢が大切です。そこで様々な学びの機会を通じて学んだことを深め、広めるための取組みを行います。

#### 【個別施策】

**1 ひらつかの歴史・文化・伝統を継承するために資料の保存・継承を行います。**

市民が身近な歴史・伝統・文化に対する関心を高め、親しみをもって学ぶことができるように、有形・無形の文化財等を保存・継承します。また、古老の話を聞く機会を提供したり、歴史・文化の関連イベントを開催する等、普及・啓発に努めます。

**2 専門的に調査研究した成果を広めます。**

様々な領域・分野における課題に対し、知識や技能を高めるための専門的な調査研究を行います。また、その成果をいかすために市民に対する普及活動を行います。

**3 ひらつか教育の未来を担う子どもたちのために様々な調査研究を行います。**

今日的教育課題について先進的に研究し、かつ教員の指導力を向上させるために、講習会や研修会等を行います。



## 実施計画



# 実施計画

実施計画は基本計画を円滑かつ実践的に実施するため、今日的課題に対し、具体的な事業をもって取り組むものです。

情報化社会、少子高齢化、団塊の世代の社会貢献等の課題に適切に対応し、市民のニーズとライフステージに沿って事業を展開していくためには、教育委員会3部（教育総務部・学校教育部・社会教育部）が連携協力し、効率よく効果的にすすめていく必要があります。そこで、教育委員会3部は各部各課が行っている全事業を洗い出し、連携強化のため6つの重点項目を設定し、各事業の位置づけを明確にしました。

この6つの重点項目は平成22年度から平成26年度までの5年間を区切りに、社会情勢の変化などを踏まえながら見直しを行っていきます。

## ◆ 重点項目（平成22年度～平成26年度）

6つの重点項目それぞれに重点とするねらいを掲げました。そのねらいに向け、基本目標ごとに実施しようとする事業の意図や構成事業を位置づけました。

読書文化の充実	地域文化の活性化	生涯学習施設の総合的な活用
子どもへの支援	情報活用への支援	安心して学べる場の提供